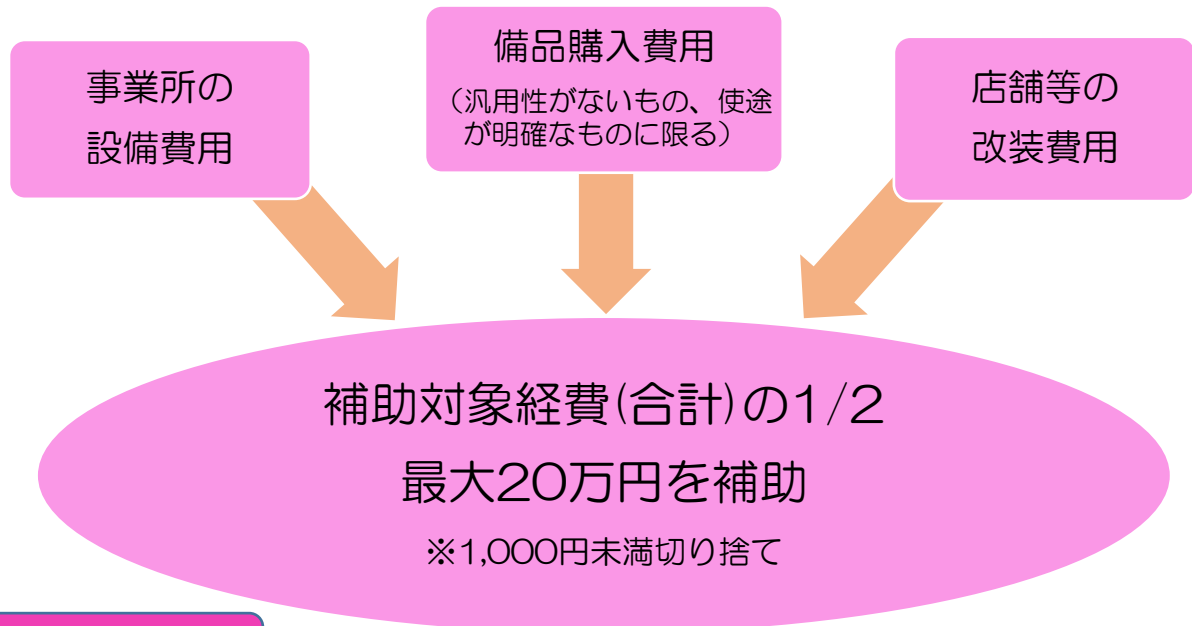


羽曳野市での創業を応援します！

# 羽曳野市地域活性創業支援補助金

羽曳野市では、市内における新規の創業を促進するために、創業時における設備費用及び店舗改装にかかる費用の一部を補助しています。



## 申請要件

### 対象者

- ・羽曳野市内に主たる事業所(法人においては本社)を置いて創業する者
- ・本市の特定創業支援等事業を受けた者
- ・許認可を要する業種の場合、必要な許認可を受ける者
- ・日本政策金融公庫の創業支援関連融資を受ける者
- ・暴力団員および暴力団関係者ではない者

### 対象事業

- ・1日5時間以上、かつ、1週間に4日以上営業する事業
- ・単なる店舗移動や、既存の事業を廃業して行うものではない事業
- ・過去に当補助金の交付を受けていない事業
- ・フランチャイズ契約などに基づかない事業
- ・宗教活動、政治活動、風俗営業等に該当しない事業

※申請には、上記すべての要件を満たしている必要があります。

※補助金には審査があるため、すべての要件を満たしていても補助金の対象とならない場合があります。

## 申請書類（下記以外にも別途書類を添付していただく場合があります。）

1. 羽曳野市地域活性創業支援補助金交付申請書
2. 特定創業支援等事業を受けたことを証明する書類
3. 許認可等が必要な事業にあっては許認可証の写し(※)
4. 日本政策金融公庫の融資申請で提出した事業計画書の写し
5. 日本政策金融公庫の融資決定書の写し(※)
6. 店舗の現地案内図
7. 建物の登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し(※)
8. 対象経費の見積書及び仕様書など、補助対象の内容の確認書類
9. 誓約書
10. その他、市長が必要と認める書類

(※)の書類について申請時に未取得の場合は、実績報告の際に提出可

●支給の条件として、以下の項目について誓約する必要があります。

- ① 2年間は、補助対象となった設備及び店舗の取り壊しまたは売却を行わず、事業を継続するよう努めること。
- ② 地域経済活性化や雇用拡大につながるように事業に専念するとともに、商工会及び商店会の会員となり地域への貢献に尽力すること。
- ③ 羽曳野警察署に対して暴力団員および暴力団関係者でないかの照会を行うことに対して同意すること。
- ④ その他、補助金申請の審査に必要な事項・内容について市が調査を行うことに対して同意すること。
- ⑤ 申請内容について、創業支援ネットワークはびきの（羽曳野市・羽曳野市商工会・日本政策金融公庫阿倍野支店）での情報共有を行うことに同意すること。
- ⑥ 本補助事業の規定に違反した場合や申請内容に虚偽等があり、補助金の交付取り消し又は補助金の全部もしくは一部の返還を要求されたときは、異議を申し立てず返還に応じること。

●申請期限 創業する年度の2月末まで

（予算の都合上、年度途中で申請の受付を締め切る場合があります。）

●注意事項 補助金の交付決定前に執行された経費は対象外となります。

審査の結果、申請したすべての物品が交付対象となるとは限りません。

### 【お問い合わせ先】

〒583-8585

大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号

羽曳野市役所 都市魅力部 経済労働課

TEL：072-947-3726（直通） e-mail：keizairoudou@city.habikino.lg.jp